

河川入門講座（3）

河川の管理

公益社団法人全国防災協会 理事 松田 芳夫



河川を公物としてとらえ、行政として体系的な管理が始まったのは明治29年（1896）の河川法（（旧）河川法といわれます）制定以来のことです。

この（旧）河川法では、行政が管理対象とする河川（河川法）は、公共の利害に重大な関係があるとして主務大臣（当初は内務大臣、戦後は建設大臣）が認定した河川のことです。

しかしながら、実務上の管理業務は、河川区域の認定、水利権の処分などの重要事項をはじめ、おおむね都道府県知事に委任されていました。

国は当時、改修の進んでいなかった重要大河川の改修工事を“直轄工事”として実施するのに専念し、一般的な河川管理は知事の業務とされました。

結果として知事は自分の領域の河川の利害にやかましく、上下流や左右岸で都府県が異なると、水害や用水の取水で利害対立が激しく、深刻な社会問題になることも度々でした。

要は、（旧）河川法の河川管理は地域分権主義だったのです。

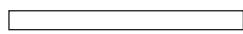
昭和39年（1964）に河川法は約70年ぶりに抜本的大改正され、山積していた数々の欠点が是正されました。

とくに著しいことは、（旧）河川法の河川管理の地元地域主義を改め、河川の下流の本川から支川、派川など水流で繋がっているすべてを一つの水系として一体的に把握し管理するという考え方です。

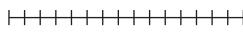
この思想を“水系一貫主義”といいます。



大臣管理区間（直轄管理区間）



都道府県知事管理区間（一級の場合は指定区間）



市町村長管理区間（準用河川）



普通河川

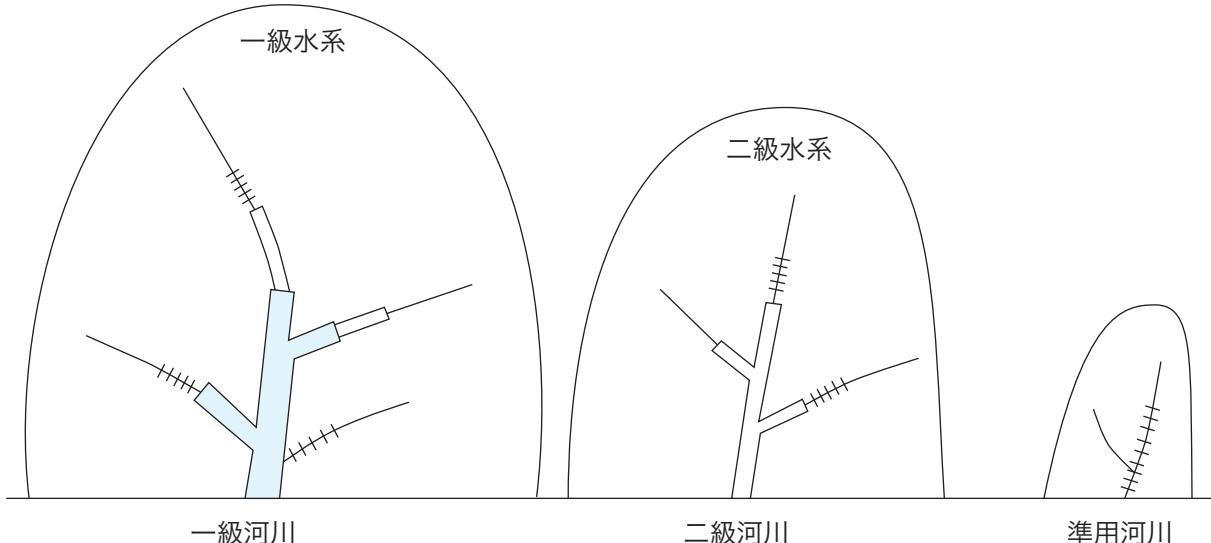


図 河川管理の分担

表 河川数と延長
2019年4月現在

種別	水系数	河川数	延長km
一級水系	109	14,066	88,101
二級水系	2,711	7,083	35,864
法河川計	2,820	21,149	123,965
準用河川	1,094	14,336	20,049
(*)普通河川		124,233	194,547

(*) 昭和47年(1972)の古いデータであり、参考値。

国土保全上又は国民経済上とくに重要な水系(いわゆる一級水系)に係る河川、例えば利根川、木曽川、淀川のような河川を指定し、主務大臣(当初、建設大臣のち国土交通大臣)がみずから管理する河川を一級河川といいます。

上下流や左右岸で複数県にまたがるような河川は大体において一級河川に指定され、国が水系全体を見渡して、関係都道府県の利害調整を行うので、(旧)河川法時代の都府県間の不毛な争いは殆ど無くなりました。

なお、水系の名前は水系の幹川の最下流の河川名を用いるのが通例で、“一級水系利根川”のように云います。

一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係がある水系(いわゆる二級水系)に係る河川で、都道府県知事が指定し管理する河川を二級河川といいます。

一級河川も二級河川も河川指定は地理的な河川全体ではなく、区間を限って指定され公表されます。

法河川でない、つまり一級河川でも二級河川でもないいわゆる普通河川の部分で、市町村が管理した

いときは、市町村長が指定して、河川法の規定に準じて管理を行う「準用河川」という制度もあります。

一級河川にはわかりにくい問題があります。水系一貫で一級水系を構成する一級河川は、国が管理する建て前ですが、水系を構成する大小さまざまのすべての河川を管理することは出来ないので、区間を指定して(「指定区間」といいます)都道府県知事又は政令指定都市の市長に、地方自治法の「法定受託事務」として管理を分担する仕組みになっています。

「指定区間」に対して、国が管理する区間を「大臣管理区間」とか「直轄管理区間」といい、わかりにくいですが「指定区間外区間」という場合もあります。

具体的には一級水系の河川の中下流域の幹川、主な支川、派川などを国が管理し、河川の上流部や細かい支川は都道府県と政令市に分担してもらうのが通例です。

二級河川は都道府県が管理しますが、部分的に政令市に管理してもらうことが可能です。

さて、水系主義では、一級水系の河川は当たり前ですが、すべて一級河川と称します。

利根川本川の川巾数百mもある流れを一級河川と云ってもなるほどと思うだけですが、その支川の又支川の市街地の中の小さい排水路も、河川として管理するときは一級河川○○川と云われます。

現地に行ってみて水路の脇に一級河川の看板が立っているのを見ると違和感を覚えます。

これは筆者の思いすごしだしょうか。